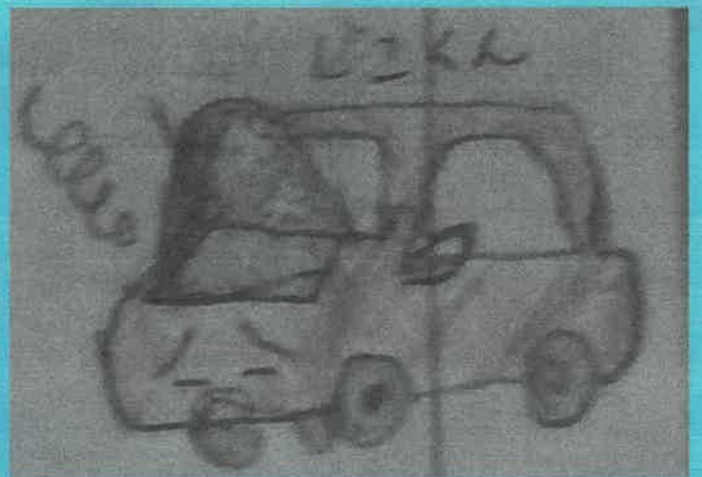


# みんなであらそう 交通事故

ポリス



クルマ



# 初めに

もう事故なんてかんべんだよ!!



物件事故とは、  
人が怪我などをしない  
事故です。

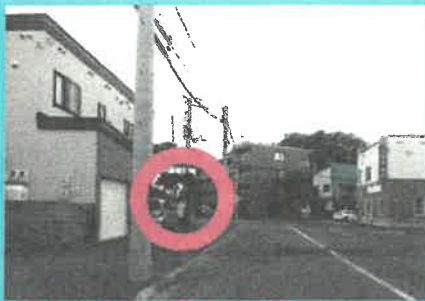


こんなに人身事故が起きてるのですね…



人身事故とは、  
人が怪我をしてしまった  
事故です。

幌北小学校校区内の  
人身事故の物件数は  
68件です。



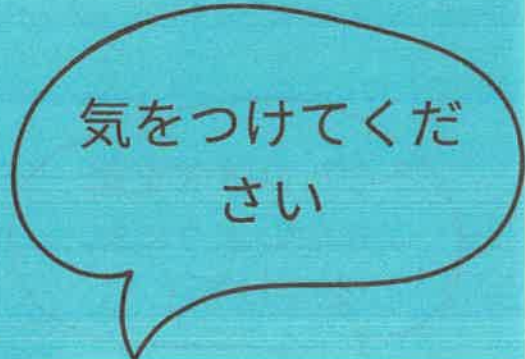
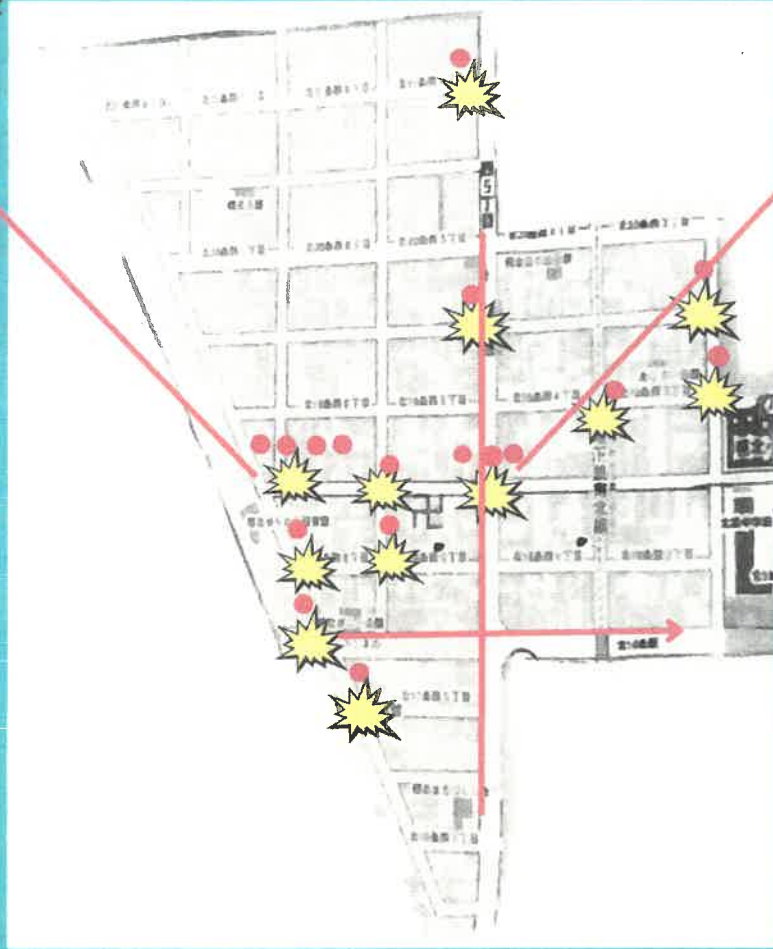
斜め左の家が死角になって、左側の信号に立っている子供が見えないので気をつけてください。



赤丸は、その場所の危なさを最大5で表したものです。



歩道橋の影から出てくる子供がいるので気をつけてください。

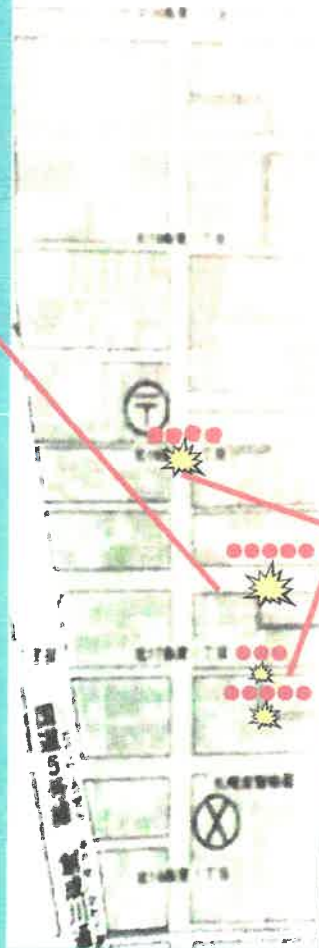




横のシャッターが死角になっ  
ていてももし子供  
が飛び出してきたら  
と思うとゾッとシて  
しまいます。



手前の家が死角になっ  
てしまっているのに電  
柱に鏡がないのでとて  
も危なくなっている。



横の家が死角になっ  
てしまい飛び出してきた  
ら危ないです。しかも  
近くにローソンがあり  
ます。

あなたは事故を起  
こさないように気  
をつけて！



# 標識について

## 規制標識



規制標識とは、道路を通行するときの禁止事項や制限事項などを指示する標識です。「駐車禁止」「車両通行禁止」「一方通行」「通行止め」などが挙げられます

## 指示標識



指示標識とは、運転する上で守るべき交通方法や、決められた場所などを示す標識です。「駐車可」「安全地帯」「横断歩道」などが挙げられます。

## 警戒標識



警戒標識とは、通行時に注意すべき状況や危険な箇所などを事前に知らせる標識です。「踏切あり」「学校、幼稚園、保育所などあり」「横風注意」「すべりやすい」などが挙げられます。

## 補助標識



補助標識は、本標識と一緒に取り付けられ、本標識の意味を補足する役割があります。例えば、「駐車禁止」の標識の下に「駐車余地6m」と書かれているもの。その表示が補助標識です。

# 間違いやすい標識

このように標識にはさまざまな種類がありますが、中にはイラストが似ていて一見その違いがわかりにくい標識もあります。しかし当然、それぞれが表す意味や警告は異なりますから、その違いをしっかりと把握しておきましょう。



「一方通行」

「指定方向以外進行禁止」

「一方通行」と「指定方向以外進行禁止」は、どちらも白の矢印が中央に描かれており、背景が青色の規制標識です。両者の大きな違いは標識の形であり、前者は長方形、後者は丸形です。

「一方通行」は、標識の矢印方向へと通行することができることを示します。つまり矢印の方向へと進行しながら、直進および右左折をすることができます。

方向へと進行しながら、直進および右左折をすることができます。



「左折可」の標識は、「一方通行」の標識と非常に似ていますが、「一方通行」が白矢印に青背景で縁に白色線が入っているのに対し、「左折可」の場合は青矢印に白背景で、縁が青色です。

「左折可」は、信号に関わらず左折できることを示しています。たとえ目の前の信号が赤だとしても、「左折可」の標識がある道路では、安全を確認した上で通行することができます。一方通行の標識と勘違いをしてしまうと大変危険ですので、注意しましょう。



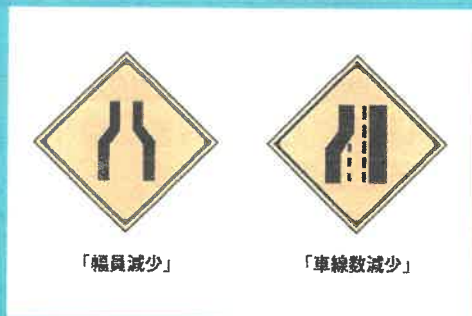
「車両通行止め」と「駐車禁止」は、どちらも縁が太い赤色の円に一本の斜線が入った規制標識です。「駐車禁止」は円の中が青色になっています。

「車両通行止め」は主に歩行者天国や工事現場などで使用され、車両・原動機付自転車・軽車両の通行が禁止されています。一方の「駐車禁止」は、車両の駐車を禁止しています。標識上部に数字が書かれている場合は、その時間帯は駐車禁止という意味です。



さきほど解説した「車両通行止め」と似た標識に「通行止め」があります。

「通行止め」は中央に赤印で「X」が描かれた規制標識で、下部に「通行止」と表記されています。「車両通行止め」が車両の通行を禁止する意味ですが、「通行止め」は車両に加えて歩行者・路面電車のすべてが通行禁止です。



両者とも2本の黒い太線の上部幅が狭くなっているイラストですが、「車線数減少」には内側に細い点線が描かれています。似たようなイラストの警戒標識ですが、意味は異なります。「幅員減少」は、この先にある道路の道幅が狭くなることを示します。一方の「車線数減少」は、車線の数が増えることを示します。つまり、「幅員減少」は車線の数が増えずに道が狭くなることを表し、車線数減少は車線の数が増えることを表しています。



どちらも追越しを禁止する意味合いを含む規制標識です。同じイラストが用いられていますが、下に「追越し禁止」の補助標識があれば、そちらが「追越し禁止」となります。両者には、追越しが「一部で認められている」のか「全面的に禁止されているのか」の違いがあります。「追越しのための右側部分はみ出し通行禁止」は、追越す際に道路の右側にはみ出してはいけなことを示します。つまり右側にはみ出さなければ追越しは可能です。一方の「追越し禁止」は、追越し行為自体が禁止ですので注意しましょう。



見た目は同じ規制標識ですが、その下に赤い矢印の補助標識がないものは「警笛鳴らせ」、あるものは「警笛区間」の標識です。

「警笛鳴らせ」は、標識がある場所で警笛を鳴らさないといけません。一方の「警笛区間」は、「警笛区間」の標識がある区間内のうち、見通しのきかない交差点・曲がり角付近・上り坂の頂上付近で、警笛を鳴らさなければいけません。



「最高速度」と「最低速度」はともに外枠が太い赤丸、中央に数字が描かれた規制標識ですが、数字の下に青いアンダーラインがあれば「最低速度」です。前者は、記載の数字速度を超えて運転しないこと、後者は記載の数字速度に満たない速度で運転しないことを示します。つまり「30」とだけ書かれていたら時速30キロ以下で運転しなければいけませんが、「30」の下にアンダーラインがあると時速30キロ以上で運転しなければなりません。

このように両者は正反対の意味になりますので、注意しましょう。



両者とも直角三角形の中に白の矢印が描かれている警戒標識ですが、斜線の方向が違います。右上がりの斜線は「上り急こう配あり」で、この先に上り坂があることを表します。一方、右下がりの斜線は「下り急こう配あり」で、下り坂があることを表します。

ちなみに上部の「○%」の表記は坂の勾配率を示します。数字が大きいほど、上り坂あるいは下り坂が急であることを示します。



両者とも外枠が太い赤丸で中央に数字が描かれている規制標識です。ですが、青い三角形が上下にあるのか、左右にあるのかで意味が異なります。

青い三角形が上下にあるほうが「高さ制限」です。指定する高さを超えた車両は、この先通行できないことを意味します。ちなみに荷物が積載されている場合、その荷物分の高さも含まれます。

一方、青い三角形が左右にあれば「最大幅」です。標識の指定する幅を超える車両の通行はできません。なお、積載している荷物が車両の幅よりも大きい場合、荷物の幅が最大幅となります。



この標識はお分かりの方も多いと思いますが、「歩行者専用」という意味ですね。つまり、自動車はもちろん通行不可です。加えて、自転車も道路交通法において軽車両であるため、降りて押して通らないといけません。

さらにこの標識には、もっといろいろな意味があります。下に書いてある「日曜・休日を除く」「7:30-9」「この先60m」という部分です。「平日の午前7:30から9:00まで、この先60mは」と条件を限定しているのです。記載の条件にあてはまるときは、歩行者のみ通行可能ということです。車両は通行することができません。この標識は、小学校の近くなどのスクールゾーンで、よく見かけますよね。朝の登校時間、子どもの安全を守るために、このような標識が設置されています。



「動物が飛び出すおそれあり」を意味している警戒標識のひとつで、国土交通省や都道府県など、各道路管理者によって設置されている。



# まとめクイズ



この標識は何を意味しているでしょう

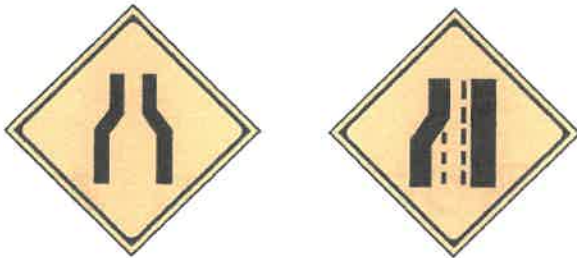
①



④



②



「幅員減少」

「車線数減少」

③



駐車余地6m



# まとめクイズの答え

①

両者とも直角三角形の中に白の矢印が描かれている警戒標識ですが、斜線の方向が違います。右上がりの斜線は「上り急こう配あり」で、この先に上り坂があることを表します。一方、右下がりの斜線は「下り急こう配あり」で、下り坂があることを表します。

ちなみに上部の「○%」の表記は坂の勾配率を示します。数字が大きいくほど、上り坂あるいは下り坂が急であることを示します。

②

両者とも2本の黒い太線の上部幅が狭くなっているイラストですが、「車線数減少」には内側に細い点線が描かれています。似たようなイラストの警戒標識ですが、意味は異なります。

「幅員減少」は、この先にある道路の道幅が狭くなることを示します。一方の「車線数減少」は、車線の数が増減することを示します。つまり、「幅員減少」は車線の数が増減せずに道が狭くなることを表し、車線数減少は車線の数が増減することを表しています。

③

補助標識は、本標識と一緒に取り付けられ、本標識の意味を補足する役割があります。例えば、「駐車禁止」の標識の下に「駐車余地6m」と書かれているもの。その表示が補助標識です。

④

「動物が飛び出すおそれあり」を意味している警戒標識のひとつで、国土交通省や都道府県など、各道路管理者によって設置されている。

# まとめ

人身事故や、物件事故についてしれましたか？  
色々な標識についてしれましたか？このパンフレットを見たあなたには、少しでも、標識を注意して見てもらえると光栄です。あと、少しでも、事故などに気をつけてもらえると光栄です。

安全運転を心がけましょう



